

## 【イタリア】食品偽装等に対処する法律の制定

主幹 海外立法情報調査室 芦田 淳

\* 2026 年 4 月、食品偽装等から消費者を保護するために、刑法典及び刑事訴訟法典の改正のほか、植物由来食品に対する乳製品等の名称の使用禁止などを盛り込んだ法律が制定された。

### 1 概要

本稿では、2026 年 4 月 21 日法律第 75 号「イタリア産食品を保護するための制裁措置」<sup>1</sup>（以下「2026 年法」）を取り上げる。同法の基となった法律案は、2025 年 6 月に中道右派政権により提出され、同年 11 月に上院、2026 年 4 月に下院で最終的に可決された。2026 年法は、全 3 部 21 か条から成り、同年 5 月 29 日に施行された。同法制定の目的には、イタリア産食品に対する偽装が増加傾向にあり、それから消費者を保護することなどが挙げられている<sup>2</sup>。

### 2 2026 年法の主な内容

#### (1) 刑法典の改正（第 1 条）

刑法典<sup>3</sup>に第 517 条の 6 を追加して、新たに食品詐欺罪を設けている。購入者を欺き、そこから利益を得る目的で、食品、水及び飲料について、本物ではない（non genuini）と知りながら、又は原産国、生産地、品質若しくは数量について表示、申告若しくは（契約等で）合意されたものと実質的に異なるものであると知りながら、輸入、輸出、輸送、保管、販売、流通等を行った者は、2 か月～1 年の懲役及び 1,000～4,000 ユーロ<sup>4</sup>の罰金により処罰する。食品詐欺罪は、遠隔通信技術やデジタルツールを用いた取引も対象とする。ただし、行為が、製品の数量若しくは経済的価値が僅かなものであること又は消費者若しくは市場に対する実質的な損害がないことなどから、軽微なものである場合は、処罰の対象としない。他方、行為が特に重大である場合又は特定の再犯<sup>5</sup>である場合、裁判官は、当該行為が行われた施設又は事業所を 5 日～3 か月の間、臨時閉鎖するよう命じることができる（刑法典第 517 条の 8 の追加）。

#### (2) 刑事訴訟法典の改正（第 2 条）

刑事訴訟法典<sup>6</sup>第 246 条に第 2 項の 2 を追加し、（犯罪の痕跡を明らかにするための）検証の段階において、当該痕跡の採取等を行う必要がある場合であって、当該痕跡が改ざんされるおそれがあると認めるに足る相当な理由があるとき、（検証等において通常求められる）弁護人への通知なしに検察官が採取等を行うことを認めるなど、食品分野の刑事手続における証拠収集手段を強化している。また、同法典第 86 条の 4 として、没収した食品を公益目的で使用するための規定を設けている。裁判官は、人間による消費に適し、偽造されておらず、劣化しておらず、かつ、保存期間又は消費期限を満たしている食品について、没収を命じた場合、当該食

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 7 月 13 日である。

<sup>1</sup> L. 21 aprile 2026, n.75, Disposizioni sanzionatorie a tutela dei prodotti alimentari italiani. 以下、法令の法文は、イタリア共和国の法令ポータルサイト（Normattiva website <<https://www.normattiva.it/>>）を参照した。

<sup>2</sup> A.S. n.1519, XIX Legislatura, p.3. <<https://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/01461500.pdf>>

<sup>3</sup> R.D. 19 ottobre 1930, n.1398, Approvazione del testo definitivo del Codice Penale.

<sup>4</sup> 1 ユーロは約 185 円（令和 8 年 7 月分報告省令レート）。

<sup>5</sup> 特定の再犯とは、以前の犯罪と同一の性質を持つ犯罪を再び犯した場合を指す。

<sup>6</sup> D.P.R. 22 settembre 1988, n.447, Approvazione del codice di procedura penale.

品を、困窮者への無償配布のため、地方自治体、慈善団体等に割り当てなければならない。

### (3) 植物由来食品に対する牛乳及び乳製品を想起させる名称の使用禁止（第 10 条）

牛乳及び乳製品（クリーム、バター、チーズ、ヨーグルト等）以外の食品について、当該食品が牛乳又は乳製品であると示す、暗示する又は示唆する広告又は表示を使用して、製造、包装、販売、流通、譲渡、宣伝等を行った者は、4,000～32,000 ユーロの過料又は本規定違反が認定される前に終了した直近の会計年度における年間総売上高の 3%（その額が 32,000 ユーロを超える場合）に当たる過料が科される（2017 年 12 月 15 日立法命令第 231 号「消費者への食品情報の提供に関する規則（EU）1169/2011 の規定違反に対する制裁措置並びに 2016 年 8 月 12 日法律第 170 号『2015 年欧州委任法』第 5 条に基づく同規則（EU）1169/2011 及び指令 2011/91/EU の規定への国内法の適合」<sup>7</sup>第 7 条の 2 の追加）<sup>8</sup>。ただし、過料の額は、100,000 ユーロを上限とする。さらに、商品、当該違反の目的で用いられた物品等は、没収及び廃棄を目的として差し押さえられる。以上の規定は、「牛乳」等の名称に、当該食品が植物由来であることを明示する説明的若しくは記述的な表示が補記されている場合又は否定的な語句が併記されている場合<sup>9</sup>にも適用される。

### (4) 一時的な公的差押え（blocco ufficiale temporaneo）の対象拡大等（第 15 条）

農林水産分野において、検査機関（軍警察の食品保護部門等）は、人間又は動物の消費に適さない製品（食品）が市場に流通するリスクを伴わない形式的な書類上の違反（トレーサビリティの欠如等）を認知した場合、検査対象の製品又は生産用技術的手段（種子、肥料、飼料等）に対し、その適正性を証明する適切な書類取得のため、一時的な公的差押えを命じるものとする（1981 年 11 月 24 日法律第 689 号「刑事制度の改正」<sup>10</sup>第 18 条の 2 の追加）。この改正は、従来、公衆衛生上のリスクがある場合に保健当局のみが措置することができた一時的な公的差押えの対象等を拡大するものである<sup>11</sup>。検査機関は、適切と認める方法により当該製品を差し押さえ、その保管を検査対象の食品事業者とするとともに、差押措置の調書を送付して、直ちに所管の行政当局に通知する。差押措置から 10 日以内に、検査対象者は、一時的な公的差押えの措置に示された方法及び宛先に従い、適切な書類を提出することができる。書類が、指摘された違反を是正するのに適している場合、検査機関は製品又は生産用技術的手段の差押えを解除し、保管者にその旨を通知する。所定の期限内に書類が提出されなかった場合又は不適切な書類が提出された場合、検査機関は、一時的な公的差押えを（所管の行政当局による）行政上の差押え（sequestro amministrativo）<sup>12</sup>に変更するための措置を行う。

<sup>7</sup> D.Lgs. 15 dicembre 2017, n.231, Disciplina sanzionatoria per la violazione delle disposizioni del regolamento (UE) n.1169/2011, relativo alla fornitura di informazioni sugli alimenti ai consumatori e l'adeguamento della normativa nazionale alle disposizioni del medesimo regolamento (UE) n.1169/2011 e della direttiva 2011/91/UE, ai sensi dell'articolo 5 della legge 12 agosto 2016, n.170 «Legge di delegazione europea 2015».

<sup>8</sup> 植物由来の原料から製造された製品等について牛乳又は乳製品の名称を使用することは消費者を欺くものであり、異なる食品カテゴリーに属する製品間の混同を招き、市場の機能を歪（ゆが）めるものであるとして、このような名称使用の増加傾向に対抗することが改正理由として挙げられている。A.S. n.1519, *op.cit.*(2), pp.13-14.

<sup>9</sup> 牛乳等の語の使用が、当該製品が乳製品ではないことを示すためであっても認められないという趣旨であり、「植物由来の牛乳代替品」のような例が挙げられている。*Il Fatto Quotidiano*, 2026.4.17. なお、イタリアでは、2023 年に、植物肉の製造・国内販売における呼称制限を定めた法律も制定されている。芦田淳「【イタリア】培養肉の禁止及び植物肉の呼称制限に関する法律の制定」『外国の立法』No.298-1, 2024.1, p.28. <<https://doi.org/10.11501/13127898>>

<sup>10</sup> L. 24 novembre 1981, n.689, Modifiche al sistema penale.

<sup>11</sup> A.S. n.1519, *op.cit.*(2), p.16.

<sup>12</sup> 行政上の差押えとは、行政上の不法行為に関連する財を、当該行為を行った者が使用することを防ぐ（更なる不法行為の抑止を含む。）とともに、不法行為の立証を容易にすることを目的とするものである。